

事業事前評価表

国際協力機構 東南アジア・大洋州部東南アジア第四課

1. 案件名（国名）

国名：ミャンマー連邦共和国

案件名：通信網緊急改善計画

(Project for Urgent Improvement of Communication Networks)

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における通信分野の開発実績（現状）と課題

ミャンマーにおいては、ミャンマー郵電公社が独占的に固定電話、携帯電話及びインターネットサービスを提供しているが、長年の経済制裁下における輸入制約及び資金不足により、通信インフラの整備が遅れている。回線容量の不足及び高額な利用料等により、固定電話、携帯電話、インターネットの普及率は、2011年時点で3%、5%、0.3%と、いずれも近隣諸国に比して低い水準に留まっている。通信インフラの新規投資が滞っていることから、設備の老朽化が進んでおり、また効率的な通信網設計がなされていないことから、通話接続性・音質、通信接続安定性・速度等、通信の質においても大きな問題がある。一方、2011年3月のテイン・セイン政権発足後、通信利用料が大幅に引き下げられたこと等により、通信サービスの利用者数が増加し、通信インフラが逼迫しており、今後経済成長に伴い通信量が急増し、更なる通信環境の悪化が予想される。こうした通信インフラ整備の遅れは民間投資の妨げの一つとなっており、経済成長を支える投資環境改善のため、通信インフラの改善が急務である。

中でもミャンマー政府が目指す民間セクター振興による雇用創出及び国民生活の改善を実現するためには、経済の中心地で国の玄関口であるヤンゴン都市圏、第二の都市マンダレー市、首都で今後多くの国内外の企業及び政府機関が拠点を設けると見込まれるネピドー市における通信環境整備が特に重要である。また、通信環境の整備は、インターネットや携帯通信を通じた国民の情報へのアクセスの向上にも資するものと期待される。同3都市内及び都市間における通信インフラの中でも、全ての通信サービスの基幹インフラとなる基幹通信網については、緊急的に改善を行う必要がある。

(2) 当該国における通信分野の開発政策における本事業の位置づけ及び必要性

ミャンマーは経済発展及び民生向上のため、2011年時点で5%程度の携帯電話及び固定電話の普及率を2015年までに50%とする等、通信網整備を行うとの目標を掲げている。

(3) 通信分野に対する我が国及びJICAの援助方針と実績

2012年4月21日に制定された対ミャンマー経済協力方針においては、「持続的経済成長のために必要なインフラや制度の整備等の支援」を重点分野の一つとしている。本事業は、ヤンゴン都市圏、ネピドー市、マンダレー市における通信環境改善を図ることにより、持続的経済成長に寄与するものであり、同方針と合致している。

(4) 他の援助機関の対応

韓国が2011年に、通信分野におけるマスタープランを作成している。また、韓国及び中国が、通信分野における無償及び有償資金協力を検討中である。

3. 事業概要

(1) 事業の目的（協力プログラムにおける位置づけを含む）

本事業は、ヤンゴン都市圏、ネピドー市、マンダレー市において市内及び市間の基幹通信網を改善することにより、増大する通信需要に対応する通信能力の向上を図り、もってミャンマーの経済発展及び国民の生活向上に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名：ヤンゴン都市圏、ネピドー市、マンダレー市の市内及び市間

(3) 事業概要

1) ヤンゴン都市圏、ネピドー市、マンダレー市の3大都市間における基幹通信網強化、3大都市内の通信網強化、3大都市内の高速無線ブロードバンド接続環境構築、インターネット接続環境改善、国際関門局強化

2) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容（入札補助、施工管理、維持管理にかかるソフトコンポーネント）

(4) 総事業費/概算協力額

総事業費 17.28 億円（概算協力額（日本側）：17.10 億円、ミャンマー国側：0.18 億円）

(5) 事業実施スケジュール（協力期間）

2013年3月～2014年2月を予定（計11ヶ月。詳細設計、入札期間を含む）

(6) 事業実施体制（実施機関/カウンターパート）：ミャンマー郵電公社（MPT: Myanmar Post and Telecommunications）

(7) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 貧困削減促進：特になし。

3) 社会開発促進（ジェンダーの視点、エイズ等感染症対策、参加型開発、障害者配慮等）：特になし。

(8) 他事業、ドナー等との連携・役割分担：ヤンゴン都市圏、ネピドー、マンダレー以外の主要都市内及び都市間の基幹通信網については、現在検討中の通信網整備事業（円借款）による増強を検討しており、本事業と一体的に調査を行う。

(9) その他特記事項：特になし

4. 外部条件・リスクコントロール

(1) 事業実施のための前提条件：特になし。

(2) プロジェクト全体計画達成のための外部条件：活用された通信技術が急速に陳腐化しない。

5. 過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓

(1) 類似案件の評価結果：アンゴラ国「第二次ルアンダ市電話網整備計画（第3期）」の事後評価結果等から、裨益効果の継続的な発現のためには維持管理を担う中核人材を特定の

上、持続的な維持管理がなされるように案件の計画段階から計画的な技術移転を行うことが重要である、との教訓を得ている。

(2) 本事業への教訓：本事業では同教訓を踏まえ、実施機関に向けて総合的なマネジメント能力の強化及び今後拡充される施設・設備が適切な品質で実施されることを目的としたソフトコンポーネントを実施予定。各都市の主局責任者及び分局の MPT 職員を対象とした講習・講義及びワークショップの開催などを通じて、本計画で調達・据付された通信機器だけではなく、既存の設備及び増設等に対しても手順・手法について習熟度を深め、適切な管理の実現に資する。

6. 評価結果

以下の内容により本案件の妥当性は高く、また有効性が見込まれると判断される。

(1) 妥当性：ミャンマー政府の政策及びニーズに合致しており、また、日本の協力方針とも合致しており、案件実施の妥当性は高い。

(2) 有効性

1) 定量的効果

指標名	基準値 (2012 年)	目標値 (2016 年) 【事業完成 3 年後】
基幹通信網速度の改善 (Gbps)	約 10	約 30
メトロネットワーク通信速度の改善 (Gbps)	約 1	約 10
ブロードバンド無線アクセス速度の改善 (Mbps)	Wi-Max (BB) 最大伝送速度：2	LTE 最大伝送速度：100Mbps

2) 定性的効果

- ・ 3 都市において、伝送品質（快適さ、正確さ）、接続品質（情報伝達の迅速さ）、安定品質（通信の安定性）が向上する。
- ・ 首都ネピドー及び商業の中心地であるヤンゴン及びマンダレーの経済発展に資する。

7. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

6. (2) 1) のとおり。

(2) 今後の評価のタイミング

- ・ 事後評価 事業完成 3 年後

以 上